

京 都 大 学 大 学 院 文 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、欠員のある場合に限り、研究科教授会の議を経て、許可することができる。</p> <p>2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、<u>欠員のある場合に限り</u>、研究科教授会の議を経て、許可することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、<u>各専攻の学生定員を考慮し</u>、研究科教授会の議を経て、許可することができる。</p> <p>附 則 (令和7年達示第19号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>